## 新規の相対濃度指示計に係る質量濃度変換係数の検討について

## 1 趣旨

ずい道等建設工事におけるじん肺等の健康障害の防止を図るため、「ずい道等建設工事における粉じん対策の推進について」(平成 12 年 12 月 26 日付基発第 768 号の 2) により、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」を策定し、トンネル建設工事等の工事現場において、発じん低減措置、換気装置による換気の実施、換気の実施等の効果を確認するための粉じん濃度の測定等の措置を講ずることを求めているところ。

このうち、粉じん濃度の測定の具体的な方法については、本通達の別紙「換気の実施等の効果を確認するための空気中の粉じん濃度、風速等の測定方法」において、光散乱方式による測定機器を用いるものとされ、その際の質量濃度変換係数が下表のとおり示されている。

測定機器	質量濃度変換係数
LD-2	2
3451	0. 6
P-5L、P-5L2、P-5L3	0.04
LD-1L、3411、LD-5D	0. 02
P-5H、P-5H2、P-5H3	0. 004
3423、3442	0. 003
LD-1H,LD-1H2,LD-3K,LD-3K2,	0. 002
LD-5	

(平成23年3月29日付け基発0329第28号による改正)

今般、柴田科学株式会社より、新規粉じん計「LD-5R」型について、新たに K 値を規定する旨の要望があり、別紙のとおり資料の提出があった。

## 2 検討事項

別紙の資料に基づき、LD-5R型の粉じん計について、本ガイドラインに対応した粉じん濃度測定方法の一部として、質量濃度変換係数(K値)を0.002と定めることとしてよいか。